東京スカイツリータウン駐車場利用約款

東武タウンソラマチ株式会社(以下「当社」という。)が管理する時間貸駐車場の 東京スカイツリータウン駐車場(以下 「当駐車場」という。)は、下記の規定に従ってご利用頂いただきます。

1. 駐車スペースの提供

(1)当駐車場は、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。 (2) 当社の承諾なく、当駐車場において営業行為を行うことは禁止します。

- ----(1)当社は、当駐車場内における車両、その付属装着物および積載物の盗難、紛失または毀損について一切責任を負いません。
- (2)当社は、当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくは、その他の人の行為または駐車場内に存在する車両またはその付属装着物 もしくは積載物等に起因して被った損害、その他当駐車場内で発生した原因に起因して被った損害について一切責任を負いません。

3. 駐車時間

- (1)当駐車場の営業時間は、07:30から23:00までとしております(入庫は22:00まで)。なお、営業時間外の入出庫はできません。
- (2)駐車時間は最長48時間までとします。継続して48時間を超えて駐車しないでください。ただし、当社から事前に承認を受けた場合、または 別途駐車制限時間を設けている場合は、この限りではありません。

4. 駐車することができる車両

(1) 当駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することは できません。ただし、駐車スペースによっては下記以外の基準を設けている場合もあります。

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5. 0m以下	1. 9m以下	2. 1m以下	15cm以上	2. 3t以下

- (2)(1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。
 - ①最低地上高が25cmを超える車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両。
 - ②オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
 - ③エアロパーツ装着車両等、駐車場内での接触により入出庫障害を起こすおそれのある車両。
 - ④無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
 - ⑤自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
 - ⑥自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
 - ⑦仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
 - ⑧付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは、機器または他の自動車に損傷を発生させるおそれのある車両。
 - ⑨大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
 - ⑩危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物および悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を 積載した車両。
- (3)(1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物および積載物、乗員等により当社が判断するものとします。
- (4)(1)の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。 ただし、当駐車場に特に駐車することができる旨の掲示がされている場合は、この限りではありません。

5. 駐車料金

- (1)当駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
- (2)駐車時間は、駐車場への入場時から出庫時までの時間とします。
- (3)駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機にてお支払いください。
- (4) 精算手順にしたがった精算行為を行ってください。
- (5)万が一、最長駐車時間を超えて駐車されたときは、当該駐車料金全額をお支払いいただきます。

6. 駐車方法

- (1)当駐車場の利用者は、駐車場係員の指示および駐車場内に掲出された方法に従い、示された駐車スペース内に駐車してください。 駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。
- (2)駐車場が満車の場合等に駐車場内外で「入り待ち」をしないでください。
- (3)駐車場内での駐車時または停車時には、エンジンを停止させてください。
 - ただし、当社が別途承諾する場合は、この限りではありません。

7. 不正駐車

当駐車場の利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を出庫したとき、および当社が不正な駐車方法と認めたときは、その利用者は、 当社に対し、駐車料金のほかに損害金として金5万円をお支払いいただきます。

- (1) 当駐車場の利用者が、当社への届出を行うことなく3日間を超えて車両を駐車している場合、当社は、これらの利用者に対して、 当社が指定する日までに該当車両を引取ることを駐車場内の掲示により要求することができるものとします。
- (2)(1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないときまたは当社の過失なくして利用者を 確知することができないときは、当社は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者および使用者をいう。以下同じ。) に対して通知し、または駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取ることを要求することができる ものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両 の引渡請求、またはその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3)(2)の要求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は、車両 の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4)当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意または重大な過失による ものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5)当社は、(1)の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することが できるものとします。
- (6) 当社は、(1) の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告したうえで、車両を他の場所に 移動することができるものとします。
- (7) 当社は、所有者等が車両を引取ることを拒み、もしくは引取ることができず、または当社の過失なくして所有者等を確知することが できない場合であって、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの 催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後、所有者等に 対して通知し、または駐車場において掲示して予告したうえで、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分を することができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。) に満たないことが明らかである場合は、その旨を所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示して予告したうえで、引取りの期限後 直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8)当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示するもの
- (9)当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金ならびに車両の保管、移動および処分の ために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを 所有者等に返還するものとします。

9. 利用者の賠償責任

当駐車場の利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合または故意もしくは過失により駐車場の設備 もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、 それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償していただきます。

10. 反社会的勢力の排除

本所警察署および、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの指導により、暴力団等反社会勢力による当駐車場の利用はお断りしすると ともに暴力団等反社会勢力が当駐車場を利用していることが判明した場合、当該車両の退場を求めることができ、暴力団等反社会勢力 は、これに応じなければならないものとします。

※当社は、4の(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合 には、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。